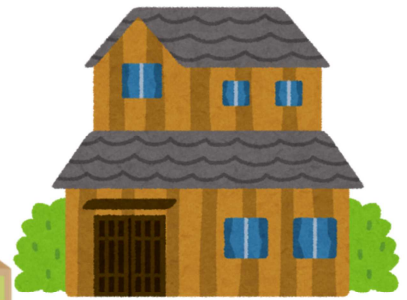


～空き家バンクに物件を登録する方を対象に～

◆空き家の片付け等の費用を補助します◆



■補助金の額は？

片づけ等に要する費用（上限額10万円）



■補助の対象となる費用とは？

※法人や個人事業者に支払う経費に限ります。

【住宅家財の処分、清掃等】

- ・ごみの処理手数料 →トラックの賃借料、クリーンピア共立の処理手数料 など
- ・ごみや家財の収集及び運搬料 →市の廃棄物収集運搬の許可を受けている業者への委託料 など
- ・特定家庭用機器リサイクル料 →収集運搬、引き取りの許可を受けている業者への委託料 など
- ・清掃 →ハウスクリーニングの委託料、排水管清掃の委託料 など
- ・その他 →ご相談ください。

【庭木の伐採等】

- ・樹木の伐採や除草 →草木の伐採、運搬、廃棄の委託料 など



空き家を片付けて、売ったり貸したいしょう！

■補助の対象者は？

空き家バンクに登録申請する物件の所有者
(売買や貸借の目的で、市のホームページで空き家を紹介したい空き家の所有者)

■補助金の申請方法は？

まずは空き家バンクへの登録申請が必須です。

空き家バンク登録申請後、以下の書類を揃えて市建設課へ提出してください。

- ①交付申請書（規則様式第1号）
- ②事業計画書（要綱様式第2号）
- ③補助対象経費の根拠が確認できる書類（見積書等）
- ④補助事業に係る現況の写真
- ⑤納税証明書
- ⑥承諾書（別紙）

■その他の確認事項

- ・片付け等の着手2週間前までに申請
- ・空き家バンク登録の際に、市で片づけ前を確認
- ・一件の空き家に対し、一回限り交付

○実施戸数：約10戸（予算の範囲内）

○問合せ：市建設課（☎023-654-1111 内線417）

